

令和7年7月22日
港湾局技術企画課

改正港湾法に基づき、和倉港において 国が護岸の一部の改良工事を代行します ～港湾法改正後、国による工事代行の初適用～

令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた和倉温泉に存する和倉港の護岸復旧については、令和6年12月から国が全面着工し、本年3月より護岸撤去・復旧のための仮設道路の整備をはじめ、工事を本格化しているところです。

この度、港湾法の改正により、高度な技術力等を要する改良工事について、港湾管理者の要請に基づく国の代行制度が創設された（同法第52条）ことを踏まえ、和倉港の一部の護岸について、七尾市からの要請を受けて国が改良工事を代行します。併せて、国が本工事に必要な港湾管理者の権限を代行します。

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 港湾の名称 | 和倉港 |
| 2. 港湾管理者の名称 | 七尾市 |
| 3. 事業費 | 約7.6億円 |
| 4. 工事の内容 | 護岸の改良 |



和倉港 護岸工事箇所

※工事、権限の代行の開始に関する情報については、後日改めてお知らせいたします。

<問合せ先>

代行制度に関すること

港湾局 技術企画課 港湾建設室長 種村、係長 田中

TEL : 03-5253-8111 (内線 46-502、46-513)、03-5253-8905 (直通)

工事に関すること

北陸地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課長 加藤

TEL : 025-370-6612